

## ぷらら特別物件光タイプ(全戸) 利用規約

### 第1条 総則

- 1.株式会社NTT ぷらら(以下当社という)は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本・NTT 西日本」という)が提供する IP 通信網サービスのうち、集合住宅全戸契約型サービスに対応して、入居者(以下、「入居会員」という)に対しインターネット接続サービス「ぷらら特別物件光タイプ(全戸)」(以下、本接続サービス)を提供します。ただし、当社が別途定める方法でぷらら全戸光提供物件として認定した物件に限ります。
- 2.本利用規約はその発効を以って入居会員に適用します。

### 第2条 本利用規約と他規約・約款の関係

- 1.本利用規約は、ぷらら会員規約の一部を構成するものとし、本利用規約に規定されていない事項については、ぷらら会員規約を適用します。
- 2.入居会員が、本接続サービスを利用するにあたって利用するフレッツおよびフレッツに付帯する付加サービスについては、NTT 東日本・NTT 西日本の当該サービス契約約款を適用するものとなります。

### 第3条 本利用規約変更・廃止

- 1.当社は、次の各号に該当する場合は、当社が適切と判断した方法にて入居会員に通知することにより、本個別規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。
  - (1) 本個別規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき
  - (2) 本個別規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

### 第4条 利用申し込み

- 1.入居会員が本接続サービスの利用を申し込む場合、本利用規約を含む「ぷらら会員規約」に同意が必要です。
- 2.本接続サービスへの入会を希望する申込者(法人名義を含む)は、当社が別途定める方法で申し込み手続きを行って頂きます。
- 3.入会希望者が以下の項目に該当する場合、当社は申し込みを受付しない場合があります。
  - (1)ぷらら会員かつ「ぷらら光メイト with フレッツ」あるいは「ぷらら光パック with フレッツ」以外の契約者の場合
  - (2) ぷらら会員かつ「ぷららフォン」の契約者の場合

#### 第5条 認定物件からの退去

1.入居会員は、当社が認定した物件から退去する場合、当社へのご連絡が必要です。本接続サービスの継続利用はできませんので、解約あるいは別のセットのご利用手続きを行っていただきます。

#### 第6条 サービスの中断・中止

1.入居会員が以下の項目に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに当該入居会員のサービスを中断または中止できるものとします。

(1)入居会員が当社が認定した集合住宅から退去し、一定期間当社へ手続きを行わなかった場合

(2)入居会員住所のある集合住宅がふらら全戸光提供物件の認定が取り消された場合

#### 附則

本利用規約は、2017年1月5日より効力を有するものとします。

本利用規約は、2017年3月22日より改定実施するものとします。

本利用規約は、2020年3月31日より改定実施するものとします。